

『美らネット 24 証券総合取引口座開設申込基準（個人）』ルール新旧対照表

「美らネット 24 証券総合取引口座開設申込基準（個人）」を一部変更いたします。下線部を追加・変更・削除します。

安藤証券株式会社

新	旧
<p>美らネット 24 証券総合取引口座開設申込基準</p> <p>1.～4.（現行通り）</p> <p>5.口座開設時点でのお客様の個人情報を正確に登録していただく必要があり、美らネット 24 では本人確認書類（<u>1種類</u>）を提出していただきます。なお、これらの個人情報に偽りがあった場合、サービスの利用を停止させていただき、犯罪収益移転防止法により罰則が適用される可能性があります。</p> <p>美らネット 24 では、現住所・氏名・生年月日の記載された書類のうち、主に下記の書類を本人確認書類として認めています。以下の本人確認書類の中から <u>1種類</u>をお送り下さい。また、日本国籍のない居住者の方は特に<u>下記</u> が必要になります。</p> <p>運転免許証のコピー（有効期限内）</p> <p>住民票の写し 又は 住民票の記載事項証明書（発行日から 6 ヶ月以内、<u>かつ、個人番号の表示がないもの</u>）</p> <p><u>個人番号の表示がある住民票の写し又は住民票の記載事項証明書については、証券総合取引口座開設手続き完了後に必要となりますマイナンバー（個人番号）の提供手続きにて、「通知カード」の代わりにご使用いただくことができます。</u></p> <p>証券総合取引口座開設申込み時には弊社では受理することができませんので、そのままお客様にご返却させていただきますこと、ご了承ください。</p> <p>印鑑登録証明書（発行日から 6 ヶ月以内）</p> <p>各種健康保険証のコピー（有効期限内のもの）</p> <p>在留カード 又は 特別永住者証明書（有効期限内のもの）</p> <p><u>旅券（パスポート）のコピー</u></p>	<p>美らネット 24 証券総合取引口座開設申込基準</p> <p>1.～4.（現行通り）</p> <p>5.口座開設時点でのお客様の個人情報を正確に登録していただく必要があり、美らネット 24 では<u>2種類</u>の本人確認書類を提出していただきます。なお、これらの個人情報に偽りがあった場合、サービスの利用を停止させていただき、犯罪収益移転防止法により罰則が適用される可能性があります。</p> <p>美らネット 24 では、現住所・氏名・生年月日の記載された書類のうち、主に下記の書類を本人確認書類として認めています。以下の本人確認書類の中から <u>2種類</u>をお送り下さい。また、日本国籍のない居住者の方は特に が必要になります。</p> <p>運転免許証のコピー（有効期限内）</p> <p>住民票の写し 又は 住民票の記載事項証明書（発行日から 6 ヶ月以内）</p> <p>印鑑登録証明書（発行日から 6 ヶ月以内）</p> <p>各種健康保険証のコピー（有効期限内のもの）</p> <p>在留カード 又は 特別永住者証明書（有効期限内のもの）</p>

「現住所・氏名・生年月日」が分かれて記載されているときは、全てコピーしてください。
また、お送りいただきました本人確認書類と証券総合口座開設申込書に記載された住所・ご本人名の表記について、『字』『大字』の有無、『高』『高』の相違等のように表記は異なるが意図するところが同じであると当社が判断した場合、より詳しく記載されている本人確認書の表記での口座開設といたします。但し、システム上の都合により表記文字を置き換えて登録させていただく場合がございますので、ご了承ください。

なお、本人確認書類に記載されている本籍地等の機微情報については、犯罪収益移転防止法に則り当社で削除を行い厳重に管理いたします。

6. (現行通り)

7. 口座開設申込時に、下記の事項が必須であることをご理解いただいていることが必要となります。

～ (現行通り)

口座名義人様が管理しているメールアドレスをご登録いただくこと。ご登録いただくメールアドレスは、事前に申請を頂いた場合、同一住所・同一家族(配偶者及び2親等内の血族)である方に限り共有していただくことができます。

__ (現行通り)

__ (現行通り)

8 ~ 11 (現行通り)

通常のサポート体制

(現行通り)

個人番号(マイナンバー)のご提供について

「行政の手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(いわゆるマイナンバー法)」の実施に伴い、平成28年1月以降の証券総合取引口座開設に際して、お客様の個人番号および本人確認書類を当社にご提供いただく必要がございます。

証券総合取引口座開設後に以下の口座開設を新規に行う場合は、別途改めて個人番号(マイ

「現住所・氏名・生年月日」が分かれて記載されているときは、全てコピーしてください。
また、お送りいただきました本人確認書類と証券総合口座開設申込書に記載された住所・ご本人名の表記について、『字』『大字』の有無、『高』『高』の相違等のように表記は異なるが意図するところが同じであると当社が判断した場合、より詳しく記載されている本人確認書の表記での口座開設といたします。但し、システム上の都合により表記文字を置き換えて登録させていただく場合がございますので、ご了承ください。

なお、本人確認書類に記載されている本籍地等の機微情報については、犯罪収益移転防止法に則り当社で削除を行い厳重に管理いたします。

6. (現行通り)

7. 口座開設申込時に、下記の事項が必須であることをご理解いただいていることが必要となります。

～ (現行通り)

__ (現行通り)

__ (現行通り)

8 ~ 11 (現行通り)

通常のサポート体制

(現行通り)

(新設)

ナンバー)のご通知手続きが必要となります。(証券総合取引口座と同時にお申し込みいただく場合には、別途の通知手続きは必要ありません。)

- ・ 先物・オプション取引口座
- ・ 海外証券先物取引口座
- ・ 非課税口座(NISA)
- ・ 特定口座

株主としての権利行使又は利害関係人に関する権利行使等に関する事項

～ (現行通り)

(省略)

< 配当金の受け取り方法 >

- ・ 登録配当金受領口座方式

ほふりに金融機関(ゆうちょ銀行は除きます。)の預金口座を登録することにより、お客様が保有する全ての銘柄の配当金をその預金口座で受取ることが出来ます。

- ・ 株式数比例配分方式

ほふりに登録することにより、所有する全ての銘柄の配当金について、口座管理機関毎の残高に応じた配当金を、証券会社の預り金口座にて受取ることが出来ます。

ただし、株式数比例配分方式を採用していない他の口座管理機関(特別口座等)もご利用の場合、この配分方式を指定することはできません。

(削除)

- ・ 配当金領収証により現金を受領する方式

上記いづれかの方法により配当金の受取り方法を指定されない場合、「配当金領収証」がご登録のご住所に送付されます。ゆうちょ銀行(銀行の配当金受領証の場合には取扱銀行)において配当金を受取っていただきます。

株主としての権利行使又は利害関係人に関する権利行使等に関する事項

～ (現行通り)

(省略)

< 配当金の受け取り方法 >

- ・ 登録配当金受領口座方式

ほふりに金融機関(ゆうちょ銀行は除きます。)の預金口座を登録することにより、お客様が保有する全ての銘柄の配当金をその預金口座で受取ることが出来ます。

- ・ 株式数比例配分方式

ほふりに登録することにより、所有する全ての銘柄の配当金について、口座管理機関毎の残高に応じた配当金を、証券会社の預り金口座にて受取ることが出来ます。

ただし、株式数比例配分方式を採用していない他の口座管理機関(特別口座等)もご利用の場合、この配分方式を指定することはできません。

- ・ 個別銘柄指定方式

ほふりを經由して、発行会社(株主名簿管理人)に届け出ることにより、銘柄毎に「銀行口座を指定し振込みにより受領する方法」を選択することが出来ます。

- ・ 配当金領収証により現金を受領する方式

上記いづれかの方法により配当金の受取り方法を指定されない場合、「配当金領収証」がご登録のご住所に送付されます。ゆうちょ銀行(銀行の配当金受領証の場合には取扱銀行)において配当金を受取っていただきます。

付 則

この改正は、平成 28 年 1 月 4 日から施行いたします。